

# 日野映像支援隊会員規約

## 第1節 会員の種別

- 1 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体（総会の出席義務あり・委任状での出席可）
- 2 サポーター会員 この法人の目的に賛同し賛助（サポート）するために入会した個人及び団体（総会への出席義務なし）

## 第2節 総則

### 第1条（会員規約の適用）

本法人は、会員との間に本規約を定めこれにより法人の運営を行う。

### 第2条（会員規約の変更）

当法人は円滑な運営のために必要と判断される場合、理事会の議決を経て本規約を変更することがある。

### 第3条（会員の権利）

正会員は総会において議決権を行使することができる。

サポーター会員は総会における議決権はありません。

正会員およびサポーター会員（以下両会員）ともに同法人の近況をメールマガジンにて受け取ることが出来る。同法人が企画するイベントやイベント運営のスタッフとしての参加ができる。（活動内容によって正会員のための募集となる場合があります）

なお、情報漏洩防止のためロケの立ち合い・見学は基本的にできない。

### 第4条（入会金および会費）

入会金はありません。

会員は、毎年当該年度（4/1～翌3/31まで）の会費（両会員とも1,000円）を年度当初に納入するものとする。年度中途に新たに入会した会員は、当該年度会費を入会のときに納入するものとする。また、途中退会の場合は会費の返還はありません。

## 第3節 入会申し込み等

### 第5条（入会申し込み）

入会の申し込みをするものは別途定める入会申込書・秘密保持誓約書・反社会的勢力に所

属しない旨の誓約書等により申し込むものとする。入会申し込みをもって本規約を承認したものとする。

#### 第6条（入会申し込みの拒絶）

当法人は、入会申込者が次の各号に該当する場合は、入会を認めない場合がある。これに該当する場合は、理事長より書面にて入会申込者に通知する。

1. 申込書に偽名等の虚偽の事項を記載した場合
2. 入会申込者が本規程に反するおそれのある場合
3. 入会申込者が反社会的勢力に所属する場合
4. その他、前各号に準ずる場合で当法人が入会を適当でないと判断した場合

#### 第7条（退会）

会員は退会届を理事長に提出して任意に退会することができる。また、継続して3年以上会費を滞納した場合、会員資格を喪失する。

#### 第8条（規約の追加）

本規程に定めのない事項で、必要と判断される事項については、理事会の議決を経て、順次定めるものとする。

（附則）本規約は2024年5月18日より実施する。